

第156回 統計委員会 議事概要

1 日 時 令和2年10月29日（木）10:45～11:30

2 場 所 中央合同庁舎第2号館 8階 第1特別会議室

3 出席者

【委員】

北村 行伸（委員長）、椿 広計（委員長代理）、岩下 真理、川崎 茂、神田 玲子、清原 慶子、佐藤 香、嶋崎 尚子、白塚 重典、津谷 典子、中村 洋一、宮川 努

【幹事等】

総務省統計局長、総務省政策統括官（統計基準担当）

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所総務部長

【事務局（総務省）】

長屋総務審議官、岩佐大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、栗原次長、鈴木次長、重里次長

政策統括官（統計基準担当）：吉開政策統括官、山田統計企画管理官

4 議 事

- (1) 諮問第144号「社会生活基本調査の変更について」
- (2) 統計委員会専門委員の発令等について
- (3) 令和3年度における統計リソースの要求状況について

5 議事概要

(1) 諮問第144号「社会生活基本調査の変更について」

事務局（政策統括官室）から資料1-1、1-2に基づき、説明が行われ、審議は人口・社会統計部会に付託されることとなった。

主な質疑は以下のとおり。

- ・コロナの問題で注目されているテレワークの問題で、既に民間シンクタンクが調査を出しているが、それが定着しているかどうかということについて、今後の働き方の問題から、テレワークの定着度合を調べることを検討いただきたい。
- テレワークについて、調査票Aでいうと「24 生活時間について」の指定された第1日と第2日の行動について、テレワークという事項を追加し、在宅勤務、それ以外に分けて調査することになっている。平成28年調査では単に在宅勤務としていたが、昨今の情勢に合わせて在宅勤務とそれ以外に分ける形で事項の変更を進めている。
- ・メディアの接触行動は大きく変わってきていると思う。働き方で言えばテレワークになると思うが、メディアのスマートフォン、パソコン、タブレットなどの調査項目の表現について、実際の生活実態に即して答えやすい回答項目を検討いた

だきたい。10歳以下の子供については世帯主が記入となっており、(一人一台端末を推進する) GIGAスクール構想をはじめ子供たちも学校の授業でタブレットを使うこともある。塾のような学校外の教育サービスにおいても、タブレットを端末にしているケースもあり、実態が5年前とは大幅に変わっていることが考えられ、変更事項は実態に即したものになると期待している。また、対象者の世帯数と人数について、現行計画では約8万3,000世帯、10歳以上の世帯員が約18万6,000人、変更案は約8万6,000世帯で、10歳以上の世帯員が約18万3,000人と若干減少しているが、3,000人の減少は経年比較の際に、有意な差は出ないのか、調査の比較の点から気になる。

→選定の考え方やサンプルの計算式に変更はなく、前回調査と同程度の精度を維持することができるよう、直近の平成27年国勢調査の結果を基に精緻に算出した結果であるとの説明を受けている。

・調査をオンラインでも行えるよう、スマートフォン、タブレットを使えるようにすることは良いかと思う。ただ、調査票をみた感じでは、パソコンやタブレットであれば画面でも対応できるが、スマートフォンでは難しいと思う。オンライン回答の仕方はデバイスごとに何か対応されるのか。また、オンラインでの回答とは、調査日からできるのか。資料をみると、「オンライン回答確認日」が1日だけあるが、これは調査主体で、オンラインで回答しているかを確認する日で、それまでにいつでも入力できるという理解で良いのか。更に、匿名データを使えるようにすることは良いことだが、統計センターの匿名データ利用を見ると、社会生活基本調査は最終更新日が2015年の4月31日で、データレイアウトの表が2006年の調査までしか載ってないが、どうしてか。

→スマートフォンとパソコンでオンライン回答するという点について、スマートフォンでオンライン回答する場合は難しいと認識しているが、業者からヒアリングを行い報告者の負担にならない形で対応することを考えている。

オンライン回答は、丸の付いている日には回答できる形で考えている。

匿名データに関しては、細かいところは調べてお答えするが、現在提供しているものは平成18年までとなっている。

・次の調査は令和6年から提供予定だが、既に前回の調査データは匿名データで使えるようになっているのか。

→前回は平成28年になるが準備中であり、近々提供できるようにしたいと考えている。

・2011年もまだ使えないということか。

→こちらもあわせて鋭意やっている。

・匿名マイクロデータも非常に重要だが、オンサイトでも使えるデータとして注目されている。匿名データ以外にも、オンサイトで使える実際のマイクロデータの公表時期、自治体、2次医療圏分野での集計は、本来総務省統計局がやることではないが、集計可能性や公表可能性、分析可能性ということになると、オンサイト環境の中では一定の規模のサンプルサイズがないと、研究利用で外へ出すことはできないので、2次医療圏くらいの中でどれくらいの世帯数か、実際の個人数があるかという話は、かなり重大な問題。各自治体でやるのは非常に難しいことは承知しているが、一定の医療、介護に関わるようなもので、その種の分析集計の自由度が増すと有り難い。社会生活基本調査はユーザーの関心が非常に高いので、

匿名データの公表が早いのは大変有り難い。調査事項の変更に関してもニーズがあることは承知しており、大変良いことだと思う。

- ・ 国際比較可能性の向上を図ることでの改定は非常に素晴らしい。この統計については、かなりの部分で国際的に比較可能な統計水準として高いと考えてよいのか。国際比較可能性を高めるため、障害者のところを聞いているとのことだが、かなり大変な統計だと思うので、障害者の方に書いていただくための工夫を何か考えているのか。また、実際、障害者の方の生活ということで、国際的な比較をしたような分析事例はどういう使われ方をしているのか教えていただきたい。
- 国際比較に関しては、障害者統計に限らず、平成13年の調査において、調査票Bとしてアフターコードの調査票を追加し、国際的な生活時間の分類に合わせて集計することができるような仕組みを導入した。障害者統計に関しては、今回の案で、欧州統計局のガイドラインに即し、調査事項を追加しており、そのまま集計すれば国際比較は可能と考えている。具体的な比較分析事例は把握していないが、欧州各国、フランス、イギリス、イタリア、スペイン、ギリシャといった国々でも、欧州統計局のガイドラインに準拠して、健康の状態、日常生活の支障の有無を調べており、このような国との比較は可能になると考えている。
- ・ 欧州の事例で、障害者の方がどの程度いて、それがマクロ統計でどの程度乖離があり、実際にどういう生活の特徴があるのかうまく捉えられているかは、事前に確認をしておいた方が良くと思う。
- ・ 国際比較の可能性については、2001年から社会生活基本調査、調査票Aに加えて調査票Bが入り、国際比較をするため調査票Bを始めたと理解している。障害者統計で、いろいろなクロス集計その他をすることにより、国際的にコンパラブルな統計が得られるのではないかと期待している。欧州統計局から、生活時間調査に関するレポートが2000年頃に出ているが、就業の統計とか人口の出生・死亡といったものと違い、難しい調査であり、ユーロスタット、EUの中でも比較妥当性を担保するのが難しいということで、相当検討されたと理解している。同じOECDの加盟国として、欧州統計局のガイドラインに準拠してやることは大変適切なことである。

また、国連が出しているワールズウーマンという統計レポートや国連のジェンダー統計データベースに、生活時間調査から得られた就業時間と家事・育児時間が含まれており、日本のデータは時系列で掲載されている。日本のように5年に一度時系列で調査を実施している国は多くなく、これは国際的に我が国が誇ることのできる貴重な調査であり、今回、更に新しいデータが収集できるのではないかと期待している。

(2) 統計委員会専門委員の発令等について

北村委員長から資料2-1、2-2に基づき、統計委員会専門委員の発令についての報告及び部会に属すべき委員の指名がなされた。

(3) 令和3年度における統計リソースの要求状況について

総務省から、資料3に基づき、「令和3年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議」（令和2年7月31日統計委員会）に関連するリソースの各府

省の要求状況について、説明が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・各府省によって金額にばらつきがあるように感じる。例えば、「統計作成プロセスの適正化」は、各府省ともに重要なテーマだと考えており、厚生労働省と農林水産省の要求としてそれなりの金額が要求されているようだが、他の省庁と横並びで見たときに、全体としてどう変わっていくのかが、資料として見ると有り難い。例えば、「統計業務の継続性の確保」として、農林水産省のシステム整備でそれなりの金額が要求されているようだが、具体的にどう変わるのか、そこが農林水産省だけで完結するのか、他府省の参考になるのか。各府省それぞれベストを尽くして要求されていると思うが、横並びで見て、他府省にも参考になるような要求の仕方、システム開発の在り方がないのだろうか。他府省も要求を出しているが金額が少ないということもあるかもしれないが、政府全体として、建議の項目ごとにどう変わっていくのか、資料からは各府省の要求額の差だけが目立ちよく分からなかった。もう少し横断的に評価ができるような見方があるのではないか。

また、コロナ対策についても、厚生労働省から時系列でデータが公表されているが、甚だ不十分なデータしか公表されていないと思っている。コロナ対策の緊急な分析をして評価をしてもらわないといけないところについても、今回の要求には現れていないのではないかと感じている。

- ・今般の新型コロナウイルス感染症の拡大により、政府統計を安定的・継続的に作成・提供することの重要性・必要性を、改めて認識することとなった。各府省においては、ビッグデータやICTの活用など、統計作成プロセスの見直しも含め、各種課題の解決に必要な統計リソースの確保に努めていただき、また、限りある統計リソースを上手に利用して、質の高い統計を作成・提供いただくようお願いしたい。統計委員会としても、引き続き、統計リソースの状況を注視するとともに、可能な限り統計リソースの確保を支援していきたい。

次回の統計委員会は11月26日（木）午前中に開催予定であり、場所については、別途連絡する旨、案内された。

以上

<文責 総務省統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>